

あいち山車まつりスタンプラリー運営業務委託仕様書

1 業務目的

愛知県の山車文化の認知度向上を図るために、デジタルコンテンツを活用したスタンプラリー（以下「スタンプラリー」という。）を実施する。

2 委託内容

(1) WEBサイトの作成

委託事業者は、必要なサーバーを手配し、スタンプラリーを実施するためのWEBサイトを作成すること。

ア ページ構成

以下の内容を発注者の指示に従い割り付けること。

- ・トップページ（スタンプラリー基本情報、参加方法等の情報）
- ・地図及び施設一覧
（名称、住所、簡単な説明文、公式ページへのリンク等の基礎的情報）
- ・賞品情報（発注者で山車カードを準備）
- ・獲得スタンプ情報
- ・問合せ・アンケート

イ 掲載施設

掲載施設の一覧及び区分並びに施設情報については、別途発注者より提供する。

ウ 運用・保守

サイトの公開は記者発表日までに行うこととし、公開後は、発注者の指示により、ページデザインやテンプレート、コンテンツ（施設情報等）の更新・修正等を行うこと。

エ 留意事項

次年度以降のWEBサイトの改修、運用・保守について、円滑な引継ぎが可能なものとする。

(2) スタンプラリーの実施

ア 企画概要

- ・委託事業者は、圏域内周遊の促進を目的としたスタンプラリーを企画するものとし、事業計画書の作成後、発注者と協議の上、事業を実施すること。
- ・スタンプラリーは、専用アプリのダウンロードが不要なものとし、二次元バーコードを利用した即参加可能な形とすること。ただし、二次元バーコードの掲示が不可能な無人施設については、GPS機能を利用する等の代替案を考慮すること。
- ・スタンプラリー参加者を効果的に集めるため、多様な機種に対応させること。また、参加中に機種交換をした場合のスタンプ取得状況の引継ぎについても考慮すること。

イ スタンプラリー参加施設

- ・愛知県内で50施設程度設定を可能とすること。
- ・各施設への掲載交渉及び掲載内容の確認等は、発注者の費用と責任で行うものとする。

ウ 開催期間

令和6年7月中旬から令和6年11月30日まで（予定）

エ 二次元バーコード等掲示物の作成及び発送

- ・スタンプラリー実施のため必要となる二次元バーコード等掲示物は、全施設分作成し、発送すること。
- ・二次元バーコード等掲示物の作成にあたっては、開催期間中の十分な耐久性を考慮すること。

オ スタンプラリー運営

①問い合わせ対応

- ・スタンプラリー参加者及び施設等からの問い合わせの対応を行うこと。
- ・スタンプラリー参加施設に対しては、期間開始前に実施方法のマニュアルを作成・送付すること。
- ・問い合わせ先の表示については、容易に認識可能な形をとること。

②スタンプラリー賞品の発送

- ・スタンプラリー賞品の応募については、スタンプを最低2つ以上取得することを条件すること。なお、その他の事項は、発注者と協議の上決定すること。
- ・スタンプラリー実施にあたっての要望事項・改善点など、スタンプラリー参加者に対し意見を聴取すること。
- ・応募を受け付けた後は速やかに発送を行うこと。

(3) スタンプ取得用の印刷物作成

- ・作成部数：60部程度
- ・校正：2回以上（完成具合により校正回数を増やすことがある）
- ・納品場所：参加施設（50施設程度）へ発送

(4) チラシの作成

- ・体裁A4版、両面フルカラー印刷
- ・紙質マットコート90kg以上
- ・作成部数10,000部
- ・構成内容スタンプラリー参加方法等を簡潔にまとめ、開催を周知するとともに効果的な参加を促進する内容とすること。
- ・校正：2回以上（完成具合により校正回数を増やすことがある）
- ・納品場所：愛知県庁

(5) マニュアルの作成

スタンプラリー参加施設に対して、期間開始前に実施方法のマニュアルを送付すること。

(6) 参加者の増加、周遊度向上、普及啓発の取組

スタンプラリー参加者の増加、WEBサイトの利用者が山車祭りを周遊する誘導、参加者への普及啓発の取組を行うこと。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

4 成果物の提出

参加者数、応募者属性分析、応募状況分析、参加施設分析等の実施結果を取りまとめた報告書を作成し提出すること。（カラー印刷物1部及び電子データ）。

スタンプラリーの参加者や施設訪問者のデータ等、業務実施のため収集した生データを提出すること。（CD-R等に保存した電子データ）

5 支払い

業務完了後、精算払いとする。

6 留意事項

- (1) 本業務は、受託事業者で有している知識に基づき行うものとし、本業務で知り得た情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、発注者と十分協議を行うこと。また、進捗状況及び随時の進行方針等を、発注者に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。
- (3) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託事業者が負担すること。
- (4) 受託事業者は、別記「個人情報取扱事務委託基準」及び「情報セキュリティに関する特約条項」を遵守すること。